

平成27年度世田谷区公契約適正化委員会
労働報酬専門部会（第3回） 会議録

1. 会議名称 平成27年度世田谷区公契約適正化委員会 労働報酬専門部会（第3回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成27年10月27日（火）午前10時～午前11時30分
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎2階経理課入札室
5. 出席者
委員
永山部会長、小部副部会長、五十嵐委員、児玉委員、田村委員
事務局
本橋財務部長、梅田経理課長、田村契約係長、高橋、村上、林田、小野塚
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
 1. 開会
 2. 議題
 - （1）事務局からの報告
 - （2）現状について
 - （3）労働報酬下限額について
 - （4）その他、日程調整
 3. 閉会

平成27年10月27日

世田谷区公契約適正化委員会
労働報酬専門部会（第3回）

部会長 どうも皆さん、おはようございます。お忙しいところをお運びいただきましてありがとうございます。本日で第3回目の労働報酬専門部会になります。前回、事務局からお話ございましたように、年内に中間報告を取りまとめるというような、そういう段取りがございますので、きょう、できるだけ突っ込んだ議論をしたいと思うんですけれども、なかなか状況がつかめない部分もございますので、後で資料が参りましたら、直近の建設業界の活動状況、とりわけ工事量や労働者の過不足、あるいはそれらと関連した賃金の動向、それから、特に建設業界はこの間、受注量の減少とか競争の激化等が重なりまして、ずっと賃金の下降現象が続いてきたんですけれども、東日本大震災を契機に少しその動向が変化をしまして、その流れを受け継いでいる現状です。

そういう中で、中期的には非常に多くの就業者の高齢化、それから若い労働者がなかなかこの産業に参入しないという現象が続きまして、高齢化とともに高齢者のリタイアが進みますと、労働力の確保が非常に難しい問題がさまざまところで論議されております。

これは国土交通省に附属する研究機関ですけれども、建設経済研究所というのがございますが、そこでもそういった状況をにらんで、建設技能労働者の不足を中心にして、将来の就業者の推計などをしてしております。後でそれらの内容については資料をお配りしたいと思うんですけれども、いずれにしましても、中期的にも建設労働者の、とりわけ基幹部門、基幹職種、そういったところの不足が十分乗り切れるかということも言われておりまして、外国人労働者の流入を促進したり、あるいは技能労働者をそこに入れ込むというような課題も出てきておるようでございます。

そういったことを踏まえて、東京あるいは世田谷区の場合には全国の中でもオリンピック等を控えております上に、国家戦略特区の事業が最も活発に動く地域でもございますので、建設労働市場の東京の位置や、その中の世田谷区の今後の事業活動にどういうふうな対応策をとるか、そういうものを考慮しながら、近い将来、来年度に向けた労働報酬専門部会としての議論の結果をまとめていきたいと思うんですけれども、中間報告という形でやるには、どうしても11月中ぐらいにおおよそのめどを立てなければ進められないと思いますので、そういうことを踏まえて、本日議論をさせていただきたいというふうに思います。

出ている資料、急に事務局にお願いして恐縮ですけれども、私のは後でお出しすることにして、1つは、資料の確認をさせていただきたいと思うんですが、これは事務局のほうにお願いしてよろしいでしょうか。

事務局 では、資料の確認を私のほうから、(1)の事務局からの報告と一緒によろしいでしょうか。

部会長 はい。

事務局 ではまず、事務局からの報告で、本日は、豊田委員は欠席という形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

資料でございますが、私ども事務局のほうからお配りしているのが適正化委員会の1回目、2回目の議事録となります。これにつきましては、各委員の皆様にお配りした後、訂正等をさせてもらった最終版となりますので、こちらについて、ホームページ上で公開という形にさせていただきますので、よろしくお願ひします。それと、お手元にあります資料としまして、国土交通省の建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表ということで、(委員名)のほうからいただいております。また、世田谷区の公共工事現場従事者の実態アンケートということで、(委員名)のほうからお配りしておりますので、資料につきましては以上でございます。

部会長 ありがとうございます。労働報酬専門部会の議事録がこれで一応正式に2回分整うわけでありましてけれども、これは公表はいつから。

事務局 公表はいつからということはまだ決まっておりますが、これで皆さんのほうの訂正が終わりましたので、これで公表させていただきたいと思ひます。ただし、今お手元に行っている概要につきましては、各個々のお名前が入っておりますが、公表の際は、A委員、B委員という形でさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。ただ、情報公開等出ました場合は、申しわけないんですけれども、名前のほうは出すような形になりますので、よろしくお願ひします。

部会長 その辺は、条例に基づく情報公開の適用を受ける委員会の議事録ですので、その点、公表が請求されている場合には、氏名の公表が行われる場合があるということをお願ひいただいた上でホームページ等に公開されるということですので、よろしく御了承いただきたいと思ひます。

そのほかには。

事務局 それでは、事務局からの報告を続けまして、先般、9月上旬に第2回目を行いまして、今回が第3回目ということでございます。この間、ちょうど区議会の第3回定例会が開かれました。第3回定例会は、決算特別委員会を開きまして決算の認定がある、1カ月にわたる議会でございます。その中におきましても、区議会の一般質問、それから決算特別委員会でのそれぞれの質問ということで、この公契約条例に関しまして大変多くの御質問をいただきました。1つは入札制度改革の進捗状況。この間、私どもが平成27年4月から取り組んできたこと、それから年度途中から取り組もうとしていること、来年度に向けてこういう方向性で動いておりますよというようなことを答弁させていただきました。また、労働報酬につきましても御質問をいただきまして、いつの段

階でそれが議論を経て公表されるんだというような御趣旨の質問がありまして、前回もお伝えしましたように、12月には中間報告をまとめる予定であるという答弁もさせていただいております。また、議事録につきましても議会の御質問でありまして、やはりそこら辺ができるだけオープンになるようにという御趣旨の質問をいただいております。また、あとPRですね。チラシをなるべく区の公共施設にできるだけ置いて周知に努めてほしいとかそういった御質問もいただいて、ですから、公契約条例の浸透を図ってほしいというような御趣旨の質問もいただいたところです。

それを受けて、きょうの労働報酬専門部会、そして来月には入札監視委員会が開かれまして、また、委員の皆様にも御案内していますが、12月4日には区長が意見交換会をしたいということで会議の設定なんかもございます。今、部会長からもお話がありましたように、もういよいよ12月に向けての大詰めという状況になってまいりますので、また委員の皆様にはお忙しいところ恐縮でございますが、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

部会長 どうもありがとうございました。ただいまのお話のとおり、議会等でも強い関心が寄せられているということでもございますので、そうした状況を踏まえて、今、適正な方向に向けての中間答申で、年度中になるかもしれませんが、本年度のこの委員会の報告、あるいは適正化委員会の報告をしていただきたいというふうに思います。

それで今、資料をつくっていただきましたので、どうもありがとうございます。これは国土交通省の資料で、後で（委員名）のほうからのより具体的な工事にかかわる積算等の様子とも絡みますけれども、これはあくまでも背景というふうに御理解いただきたいと思います。

それで、ちょっと切れておりますけれども、右下にページ番号が振っております。やははっきりしないんですが、3ページのところが建設就業者及びその中の技能労働者の変化であります。ピーク時に比べてどのぐらいになっているかということです。それで、全体で平成9年がピークで、685万人というのが過去のピークになっておりますが、そこから下がること22年、ちょっとまだ古くなっているかと思っておりますけれども、合計498万、500万を割りまして、その差額約187万人ということで、次々と減少しているということが言えます。

それで、やはり基幹労働者、現場技術者、現場監督、この辺のところは、法律上もそう減らすわけにはいきませんが、やはり技能労働者の数が大変大きく減っております。平成9年で455万であったものが332万というぐあいに、基幹的な労働者の減少が非常に進んできていたということが言えます。

それから、その裏を見ていただきたいんですが、4ページです。これ

は非常に減っている中で高齢化が進んでいるという様子うかがえます。全産業の55歳以上の就業者は、55歳以上の比率が28.5%に対して、建設業の場合は33.1%と、ほぼ3分の1が55歳以上の労働者で占められているという高齢化の進捗が、ほかの業種に比べて非常に進んでいるということです。

その裏腹の関係になると思いますけれども、5ページには建設業への入職状況が示されておりまして、左側が入職数になっておりますけれども、年々減少傾向をたどってきている。とりわけ右側に示されておりますように、製造業に比べて建設業の入職者全体に占める若い人、24歳以下の就業者の入職が非常に少なくなっていると。この高齢化と若い労働者の入職の減少というのが、これからの建設産業の大きな対応を迫られる状況を示していると思います。

それで、この間、各種の文部科学省等もここに關心を持って、専門学校からの建設産業への入職状況などが公表されておりますけれども、それを見ましても、理系も含めまして非常に建設業への入職が、とりわけ専門職になる、あるいは技能・技術労働者になる、その辺のところ大きな課題になってきていると。

その次に、中核技能者に当たります職長に対する評価でございます。さまざまな技能者確保の努力がされておりますけれども、とりわけ元請による職長の評価というものです。これはちょっとわかりにくいんですが、約半分にはいきませんけれども、職長の評価に対する一定の評価制度を設けているのが4割強ということになります。そして、その具体的な中身は、やはり発注に对应されるような、そういう必要に对应していく重要な点でありますので、金銭的な処遇を含めて、この職長クラスの確保というのは大きな産業的な課題にもなっている。

それを踏まえて建設労働者の収入というのが22ページですか、これはちょっと見にくくなっておりますけれども、特に現場労働者の収入というのが、ここにございますように、一番右側が最低賃金の労働者なんですが、ちょっと真ん中辺に建設業（生産労働者・男）というのがございまして、そこに400万円と。全産業の男性労働者の平均が529万8000円ということですので、130万円近い収入の格差がある、低いということが示されております。製造業の労働者に比べても約50万円近い差がございまして、そういう意味で処遇の改善というのは大きな課題になっていることが示されております。

次の23ページにもその辺の動きがうかがえるわけですが、後でござんたいただきたいと思っております。

それから、その賃金の低さというのが、賃金の給与の支払い形態、そういうものの違いともかかわっております。左側にあります支払い形態は、月給制が6割近くあったんですけれども、現在は日給月給制、日々計算する、そうい

う形のものが6割近くを占めるという状況になっております。

そのことは、右側にあります就労形態が、非常に常備雇用が減りまして、日雇い、あるいはいわゆる一人親方といわれるような、そういう雇用形態に変化が生じて、この辺のところも大きな改善の課題が潜んでいる状況を示しております。

それから次のページ、これは後で積算等にもかかわってくるところがございますけれども、社会保険の加入状況を経営事項審査に際してのものを捉えたもので、これは黑白がちょっと見にくいんですけども、適用除外とか加入がない方の数が少なからずあるということで、いわゆる社会保険の未加入問題という形で、今後、これを契約の中から排除していくような形で処理しようではないかということが言われておりますけれども、それでいけるかどうかということは大きな問題を抱えています。

それから、社会保険の加入状況を地域別に見てみますと、非常に大きな問題がここに示されているんですけども、30ページの右側の都道府県別の状況を見ますと、ここに加入状況、これは標本調査ですから全体を示しているわけではないので、サンプリングと見ていただきたいんですけども、それでも7万7000を超えるサンプルですので、ほぼ全体を推しはかるには問題ないと思いますが、平均が70%加入であるのに対して、東京都を見ますと32%にしかすぎないと。つまり、東京やその周辺、この辺が社会保険の未適用が非常に多いということですので、この辺の問題が若い労働者の確保や技能労働者の将来への確保に向けて改善しなければならない構造が示されているというふうに思います。

それを改善する上で非常に厄介な問題がございますのは、日本的な建設産業のビジネスモデルというか、生産システムにしばしば言われます重層下請構造というのがございまして、ここに発注者と元請との関係の改善が随分強められてきていたんですけども、しかし、この重層構造というものを踏まえますと、元請と発注者の改善だけでは、建設産業全体の労働者、特に現場労働者の改善になかなか行き着かないという状況が、こうした重層構造の中で示されております。

それで、下請比率というのがその次のページにございますけれども、これは国土交通省の調べている年々の数字なんですけども、ざっと折れ線グラフになっている下請比率というのがございます。傾向として、この数値がとられている昭和30年から見ましてもじわじわと上昇していると。最近になりましてやや減少しておりますけれども、こういう形で、比率のほうで言いますと、やはり6割ぐらいが下請化によって生産されているという関係で、言ってみれば発注者と元請よりも、むしろ建築、生産は下請で行われているということですから、ここにやはり改善の焦点があるというふうに言えると思います。

その複雑な状況というものを、これは前田建設工業におられた左崎さんが、前田建設工業での事例だけではなくて、全体の建設業界の状況をよく研究された方なんですけれども、その方がどういうふうの下請化が進んできたかということを示しております。業種によって多少違うかもしれませんが、昭和40年代以降から次々と1次下請の者が2次へ流れ出す。50年代にそういう者が一部であったんですけれども、60年代に入りますと、むしろ2次下請に出ていく比率が非常に多くなっていく。さらに3次というものにも移行していく。最近になりますと、それがさらに下へ下へということで、いわば下請比率の増加とともに下請の構造が深くなっていると。この一番下の最近のところの第2次、3次下請、この辺になりますと、言ってみれば発注者も元請もその改善の中身というものに届かないような状況で、ここに1つの大きな問題があって、それゆえに、また公契約条例にかかわる問題やその改善の方法というものにどうしても焦点を絞っていく必要があるので、効果的で適正な改善が求められている状況だということだと思います。大都市部の場合には事業量が多いために競争も激しく、また、下請依存も高い。そして、これに携わる人々の間の処遇改善、下請事業者の経営改善、こういうものが求められている状況だと思っています。

以上、大急ぎでございましたけれども、この委員会での報酬を考える上での立ち位置をちょっと確認させていただきたいということでした。

それで、きょう資料を出していただきまして、仮に報酬下限額というものについての変更を加えますと、建設現場のコスト構造にどんなふうに波及してくるかということも含めて、(委員名)のほうから、現場の経費の構成とその報酬の変化がどんなふうな作用を与えるかということも含めて、ちょっと御意見をいただければ幸いなんですけれども。

委員 この国土交通省の資料でよろしいですか。

部会長 はい、これをもとに。

委員 では、これをもとにちょっと説明いたします。

予算全体の積算体系の中身というのは、上の表にありますように、請負工事費から工事価格、消費税相当額に分かれ、また、工事価格が工事原価、一般管理費等に分かれ、工事原価が次に直接工事費と間接工事費に分かれ、間接工事費が共通仮設費、現場管理費に分かれているというのが全体の積算体系だということでございます。

労務単価に係るところというのは、この請負から3番目の工事価格の次の直接工事費と間接工事費に分かれるところの直接工事費の中に、各種工事の積算した材工込みだったり、労務だったりあるわけなんですけれども、そういったものがこの直接工事費の中に含まれているということだと思います。

今、最低制限価格で定められていますが、この直接工事費の例えば95%、あ

るいは共通仮設の90%、現場管理費の80%、一般管理費の55%、これは東京都の例なんですけど、これを積み上がった積算価格に対して掛けてまいったものが最低工事価格というような形になるんだと思います。

私どもは、この直接工事費から発注したり受れたりするわけですが、この直接工事費そのものも最低価格でいえば95%の価格であると。それから、元請にすると、例えば直接工事費の前の一般管理費等というのは、言いかえると利益みたいなものなんです。一般管理費も55%というような低い価格で、例えば最低制限価格で受注した場合を考えると、この一般管理費も足りなくなるといことは、この直接工事費を絞っていかないと賄えないというようなことにもなり得るんだと思います。そうしますと、直接工事費に積み上げた価格がどうしても競争にさらされる、下請さんの競争にさらされて、発注者側はできるだけ安くやってもらえるところに発注を出すということになるんじゃないかなと思っております。

部会長 ありがとうございます。この労務費単価というものがどこにどう響くかということなんですけれども、ある意味で請負工事価格あるいは予定価格が定まりますと、その中でそれぞれ今御指摘がありましたように、最低制限価格というものをベースに置きますと、そこに一定の競争の結果、収れんしていくような傾向が最近強いということになると、それぞれ直接工事費あるいは一般管理費、そういうもののそれぞれに最低のパーセンテージが定められている。定められているわけですけれども、利益に相当する一般管理費等の部分が55%ということになりますと、これを経営上は確保しなければならない。そうすると、その確保しようとしているものと実際の55%というものが満たされない場合などになると、どこで調整するかとなると、直接工事費を圧縮していくという関係が出てきて、それが1つの企業の収益力をあらわすと同時に、競争力の度合いというものがどこまで直接工事費を絞れるか、そういう関係で動いていくことになる。したがって、下請化していくという、先ほどの左崎さんがおつくりになった重層構造の深まりというか、多段階になっていくという関係も、恐らく今（委員名）が御指摘になったことが継続的に続いてきた結果、生み出されているものではないかというふうに思われます。

その下のところにございます労務費に関して、積算労務単価という概念が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解されているけれども、実はその下にあるように、労務費とその他人件費と別枠で考えていく必要があるということを示しているわけでしょうか。（委員名）のこの下のところですね。

委員 そうですね。

部会長 そうですね。したがって、元請さんと発注者の間では、これは

別枠で考えることができるんですが、それ以下になりますと、言ってみれば、一括下請工事価格という形になりますので、この内訳がだんだん消えていって、先ほどの社会保険の未加入問題、あるいは加入しようとする、賃金を減らすか、利益を減らすか、あるいは両方やるかという問題になってきまして、いつの間にか現場の経費の中に、こうした社会保険等の積算された費用というものが消えていってしまう、そういった構造があるんだと。この関係を改善することは大変難しいと思うんです。

それで、ひとまずこういったことを念頭に置かせていただいて、その後ろのページにあります法定福利費は、今言ったような形で未加入者が非常に多いので、この平均値がどういうことになるかということはあるのでわからないんですけども、これは試算として、事業主の負担額の費用は、積算上、現場管理費に含まれているということですので、これで言いますと、直接工事費に対する間接工事費の中に含まれているのがこの社会保険の比率というふうに理解してよろしいんでしょうか。

つまり、日給、日当たりの賃金が例えば2万円というところをあれしますと、2万円のところは雇用保険が4620円、健康保険が2万5718円、厚生年金保険が3万9103円、合わせて法定福利費の労働者の負担じゃなくて事業主負担が6万9441円ということで、これらを含めて1日当たりの賃金プラス法定福利費の事業主負担分というもので考えると2万3156円という金額になりまして、これが実際上の試算した上での事業者が負担する労務費全体というふうになるわけですね。そういうことで、いわゆる設計労務単価の構成というか、労務費の中の位置づけを踏まえて考えていかなければならない。この社会保険が仮に強制適用ということになりますと、それぞれこの2万3156円というのがどういうふうに動いていくのか、この辺のところにも今後の検討すべき課題があるということだと思います。

それではもう1つ、(委員名)のほうから、従業者の実態アンケートの表がございます。これはどういうことか、ちょっと御説明いただけますか。

委員 前回の委員会でも御報告、御提案をさせていただいたんですが、今回、この公契約条例が制定され、今後、公契約条例が施行されていく過程の中でも、実際に現場でどういう状況になっているのか、そこはやっぱり明確に明らかにしていく必要があるだろうということで、実際に世田谷区内の事業者団体の世田谷建設協会さんや元請事業主さんの御協力をいただいて、今、現場アンケートを実際に実施させていただいています。その際にお配りしているアンケートがこちらになっております。

既に世田谷区内の現場で4現場ほど調査を実際に行っておりまして、実はきょう、まだ集計ができていないんですが、ここに一部、実際に集めたアンケー

トもお持ちしています。1つの現場で、ここでいくと約70人ぐらいの方から御協力をいただいて、実際にこのアンケートに答えていただいております。こういうものを実施しながら、現状の把握とあわせて、今後この公契約条例でどういふふうに労働環境の改善をしていくのか、そういうものを検討していく材料になればというふうには考えております。

部会長 この調査はいつごろまでやる予定ですか。

委員 一応11月いっぱいまではまだ幾つか御協力をいただける現場がありますので、そこで引き続き継続してやっていって、できれば早い段階で、少なくとも速報値というか概要版みたいな数値の御報告はさせていただいて、その中の詳細な分析については若干おくれた形でも御報告はしたいというふうに思っています。

部会長 どうもありがとうございます。非常に貴重な試みだと思しますので、ぜひこの委員会に反映していただくようお願いいたします。

委員 はい。

部会長 ありがとうございます。

さて、それで、この間、前回はそうでしたけれども、具体的に幾つか試算された(委員名)からの報告などもございます。それで、率直な話、この報酬下限額に関する答申とあわせて、これは皆さんにお諮りした上で具体的な中身を提案したいと思うんです。

1つは、今、国土交通省の資料等で御説明したとおり、建設業の区内における建設事業遂行に当たっての改善方策というものを、基本的に建設産業の振興、さらにはそれらを通して区内産業を活性化するというようなことが大きな基本的な課題であると。これはやはりそれを踏まえて中間方針の中に盛り込んでいくべきではないかと考えております。これが第1点です。それで、その具体的な中身につきましては、これから少し御説明をさせていただこうかと思っております。

それから2番目に、そうした区内の産業の中で、とりわけ建設産業というものを改善していくための方向づけの重要な柱の1つに、国土交通省がこの3カ年ぐらいにわたりましてさまざまな下請取引改善、あるいはそれを実現する上で、社会保険等の支払いに係る具体的な積算の標準モデルというようなものもつくったりして、取引改善というものを含めた指導を行ってきております。法律的にもまた担い手三法と言われている法律改正を行って、こうした建設産業における経営改善と就業者の条件向上を図るということを示しておりますので、それらをどう受けとめていくかということを考えておくべきではないかと思っております。

さらに、これらを踏まえますと、従来、公契約条例の遂行に当たっては、ほかの自治体と少々違っておりますのは、世田谷区の場合には入札契約制度の改

善策と報酬下限額の引き上げ等を含む労働条件あるいは賃金条件の改善というものを両輪のように進めていく、つまりこの2つが並行して進められるような、そういう方向が必要だということは、区長の諮問の中にも示されております。その方法については、とりあえずは法的に罰則その他で改善していくということよりも、実効性を持たせるためのさまざまな契約上の誘導策、そういうもので段階的に改善していく姿勢ではないかと理解しております。そういうことで、この車の両輪論とそれを受けとめていくべき全体の流れをつかんで、その上で、それぞれ建設あるいは委託という分野の報酬下限額というものを提案していきたいと思います。

なお、その考え方につきましては、具体的に前回の委員会の中で、例えば委託事業につきましては、区職員の新規初任給の時間給を算定して、それを基礎に考えるべきだという1つの方向づけがなされております。それとあわせまして、建設業につきましては積算労務単価というものが1つの重要な参考指標になってきておまして、先ほど御説明したように、その積算労務単価自体がどういう構成になっているかということも踏まえて、それに対する一定の比率などを参考にした下限額設定というものを考えていくことが基本的な方向ではないかと思っております。

なお、それに際しまして、この社会保険等にかかわる法定福利費についてどのようにするかということが、先ほど説明しましたような下請重層構造の特に下のほうに参りますと、なかなかこの労務費と法定福利費、こういうものの予算づけされていたものがどういうふう to 実現していくかという、その点が大変厄介な問題をはらんでいると思っておりますので、これについて何らかの対応策というものを考えていかなければならないように思います。

国土交通省のさまざまな見解の中に、こうした社会保険にかかわる法定福利費につきましては強制加盟を進めるべきだというような強い意見も、最近、委員会あるいは研究者の中でもそういう主張が強まってきておりますが、この辺をどういうふう to この世田谷区で実行するか。これにつきましても一定の意見を、いつからやるかはちょっと議論があるところだと思っておりますけれども、考えていかなければならない点かなと思っております。

以上、まとめて申しますと、建設産業に対する区の位置づけと、それを踏まえて報酬下限額及び入札契約制度を含む公契約のあり方を車の両輪として提案させていただく。それから、必要な場合には、この労働報酬下限額の建設業と委託についてはそれぞれ別建てにいたしまして、法定福利費等についての方向性も取りまとめてみたいと。

そういう形でおよその骨組みというのを考えているんですけれども、枠組みについて何か御意見があれば、ぜひこの際いただいて、その上で具体的な詰め

の作業をしてみたいというふうに思うんですが、そういう進め方でよろしいでしょうか。もしよろしければ、今の大枠について御意見があれば、まず承りたいと思うんですけれども、(委員名)、何かございますか。

委員 入札制度改革について、前回資料をいただいて御説明いただいたということと、今、国土交通省のいろんな資料を拝見させていただくので、すごく大きな変化が起きているなということなどを前提にしながらも、やっぱり世田谷区の特徴をもう少しお話しただけならお話しいただいた上で、入札制度の改革の問題として、1つは値段、価格を決めるところまでの問題と、それから、指名業者、要するに業者決定の過程と、3つ目は施工後の問題と3ランクぐらいあって、それぞれ国土交通省なり業界の方々がまとめていらっしゃるのに、なぜそれが具体的なものとして反映されないのかあたりは、今後の問題として探らなきゃいけない。少なくともその掲げるものは中間報告で、やっぱりきちっと必要最少限度として、公契約を施行していく上でもその前提となるいろんな制度の改革が必要だという形でふれていただきたい。そういうことが1つだと思うんですね。それから、枠組みの問題ですので、中間報告の中に、できれば委託事業の分野と公共工事の分野でそれぞれ数字を入れたものにしたいなと私は思っているんです。

実は、私がこの公契約の勉強を始めるきっかけというのが、いわゆる官製ワーキングプアと言われるものでありまして、余り建設業のほうはそういうふうに言われないうんですけれども、NHKでも相当特集をされております。わかりやすく言うと、1年間一生懸命働いて200万円いかない人たちが物すごい割合でふえていて、特に若者でふえていると。そういう意味で考えてみると、やっぱり200万円という数字は天下の世田谷はおろすわけにいかないだろうと思うんですよ。

それで、普通に働いて1800時間、ちょっと残業を入れて2000時間ぐらいというのが平均かどうかは別にして、多分常識的なところだとすれば、少なくともその時間働いたら200万円を超えるというふうにしてほしいというのが私が公契約の勉強を始めたきっかけなんです。

そういう意味では、雇用形態のところまで問題にすることはできませんけれども、少なくとも賃金のところで、普通に1年間まじめに働いたら200万円を超える。200万円を超えたから官製ワーキングプアじゃないとは言いませんけれども、少なくとも世田谷区での関与する職場で働いた人は、普通に働いて、皆さんが年間200万円は下らない、これをやっぱり常識的にしていただければと思いますので、前回、(委員名)からいただいたこの案は極めて適切かなと。

それで今、実は他区で問題になっている、余りにも低い労働報酬下限額にしたために、逆に最賃と逆転現象が起きていると。多摩市ですか、903円はたしか

最賃より下がっちゃっているんですが、やっぱりそれはみっともないというのが今、結果的にこの条例の趣旨に反するような結果になっているんですね。もう多分直したか直すでしょうけれども、そういう意味で、やっぱり天下のという言い方はおかしいんですが、世田谷区としてはそういうのを他山の石として、最賃が幾ら上がっても最賃と違う制度なんだという趣旨で考えていただいて、私はそのぐらいの制度は入れていただきたいし、先ほどの設計労務単価のほうについては、一定の基準がむしろあるので、その何%かという形で出していただければ、そこは経営者側の団体の方と両方いらっしゃるので、それは合意ができる範囲でというふうにしていただければと思います。

いずれにしましても、今部会長がおっしゃったように早目に中間報告として文章化して、ただ、できるだけ入札のところは具体的に挙げていただければと思います。

部会長（委員名）はいかがですか。この枠組み全体に対する何かコメントがあれば。

委員 枠組みについては、今、部会長から御報告のあったような形でよろしいかと思います。

報酬の下限額についてですが、建設業については設計労務単価の90%というのを前回の委員会の中でも要望させていただいているんですが、結局、国交省が、この間ずっと下がり続けていた設計労務単価を今、政策的に引き上げをしているんですが、実は現場で働いている方にその影響が余り反映されていないというのが多分現状なんですね。まだ集計は終わっていませんが、こちらにあるアンケートをとってみてもそうなんですが、やっぱり設計労務単価と大きくかけ離れている。その理由というのは、先ほど（委員名）から御説明があったように、結局、積算単価が上がった上がったといっても、やはりその競争の中で削られてしまう部分があって、それは結局は最低制限価格を決める中では、実行予算、直接工事費は削っていないといっても、ほかの部分が削られれば、結果として見ると、そこは支払い労務費の中から捻出されていく。その仕組みがある以上は、幾ら設計労務単価を上げて、やはり働く人たちの労働条件の改善にはなかなかつながりにくい仕組みに今なっている。だからここの公契約条例が必要で、その積算基準とのパーセントの問題に必要性があるのかなというふうに考えていますので、なかなか現状厳しい。現状と離れているということも考慮しつつ、ただ一方で、このままいくと、設計労務単価は上がるけれども賃金は上がらないままの、こういう状況を改善するための比率というものをしっかり明確にしていく必要があるのかな。

一方で入札制度改革の中で、その労務単価が払えるという仕組みとのセットがなければ、当然それは事業者も払えないという状況なので、そこで何か改

善策ができればなと思っています。

部会長 この点では、(委員名)、ずっとこの問題についてはお考えいただいてきておりますのであれですけれども、今言ったような国土交通省の積算労務単価が引き上げられても現場にはなかなかつながらないというのは、先ほどのこの説明の中に含まれていると思うんですけれども、その下へ行くとなかなか実現しないということとその改善策、もう少し何かお考えはございますでしょうか。

委員 改善策はなかなか難しいですね。やっぱり競争の原則の社会ですから、その中でもらいたいものをもらうということはなかなかできない状態があると思うんですね。

今、(委員名)からお話があったように、では、今実際働いている人たちが幾らなのか、それは調べればすぐわかることですし、そういう調査も業界でやっていると思うんですね。そうすると簡単に、では、それを下回った金額で決めれば、みんな合格するんじゃないかというような言い方もできると思うんです。ただ、それでは余りにも夢がない。将来性がない。あるいはそういった技能労働者をふやす意味でも魅力ある産業にしないと、やはり若い人たちが入ってこないということを考えると、少し高目の設定をして、これを目指して皆さん頑張ってくださいというような形にしていかなければ得ないのかなと。これが最低制限で、これを下回ったらペナルティーが発生しますよ、指名停止になりますよ、仕事がとれませんよというふうにしてしまうと、恐らくほとんど夢のない話になっちゃうので、夢のある話と同時に、そういった提言みたいな、こういった数字が望ましいですよというような形にするのがいいのかなと私は感じています。

うちは実際に大工さんに賃金を払って調べてみましたけれども、とてもそんな理想的な単価にっていないんですよ。なので、(委員名)の立場もあるし、私の立場もあるし、その辺も考えると、どちらかということと事業者の立場ということも考えると、そういった形が一番よろしいのではないかなというふうに思っております。

部会長 (委員名)、いかがでしょうか。枠組みと今の……。

委員 枠組みとしては、基本的な考え方は(委員名)ともう共通でございます。まさに言うところがないぐらいです。

一方で、今夢のないという話がありましたけれども、予定価格だったり落札率を上げることで夢を与えられる金額にするべきなのかなと。その上で、それを守っていただかなければという罰則も行く行くは考えていくべきではないかと。じゃないと、幾らこっちで落札率を上げたり、ここの金額ですよ、最低制限価格はこれですよと言っても、守る仕組みは、やっぱりどこかにそういう守

っていただくための縛りをつけなければならないと思うので、今、世田谷区の場合は条例の中で罰則は入れられないということですが、やっぱり行く行くは罰則という部分もしっかりと考えていく。そのためには、払っていただくほうにしっかりとしたお金が行かなければならないという仕組みは大前提ですよ。なので、基本的には今の考え方で進めてもらっていいですが、将来的な部分も含めるとそうかななんて。

部会長 そうですね。やはり予定価格なり競争制度なりのあり方で多くの問題があるとすれば、その辺の改善を進めながら、最終的には規律ある……。

委員 そうですね。守っていただく仕組みというんですか、罰則という言い過ぎですが。

部会長 そうですね。規律ある競争関係というものをつくって、そして労使、あるいは経営改善と生活改善が両方動いていくような、夢の夢かもしれませんが、そういう方向を追求するというのは非常に大事なところだと思います。

そういう意味で、今回が初めての提案になるわけですが、でき得れば、先ほど（委員名）からも出されておりますとおり、ある種の生活のミニマムというものを踏まえ、かつその上にそれぞれ技能、技術を持っている皆さん方にそれらがより波及して、さらに経営のほうもそれを賄えるだけのものにしていくという両輪で考えていかないと、結局改善というのが、一方の改善が他方のマイナスになるという形になりますと、なかなか改善が進まないということになりますので、両方をいかに引き上げていくか、そんなことが基本的な枠組みを実現していくための仕掛けになればということだと思います。

それで、ぶっちゃけた話、私、簡単なメモをつくって、これはあくまでもメモでありまして、提案というものにはなっていないんですけども、この間、勝手に整理させていただいたものなんですけど、これは申しわけないんですけども、ちょっとコピーをしていただけますでしょうか。先ほど申しました中間答申の枠組みの考え方みたいなものをざっと出していたつもりなんですけども、ベースにありますのはやはり諮問書に示されているところです。

1つは、この公契約条例の下限額を決めて、罰則は設けていないけれども、できれば新たな実効性のある運用を定着させていくような、そういう方向性を明確にしていくと。それで、経営条件と労働条件の改善と双方で進めていくこと。その辺の具体策が出てくるとは思うんですけども、例えば入札制度でいえば最低制限価格のようなものの最低限をどこに置くかという目安をつくり、そういうものに合わせて報酬下限額というものの目安も、両方でバランスがとれるような形を考えていく必要があるのかなというようなことをこの諮問書の中から読み取ろうとしているわけです。そういう形で、いわばこの両輪論をで

きるだけ具体化していくというつもりでちょっと枠組みをつくってみております。その議論をしていただいた上で、後で具体的な答申の提案というものの枠組みを詰めてみたい、こういうふうに思いますので、ちょっと途中休憩で、5分ぐらい休憩をさせていただきたいと思います。申しわけありません。

休憩

再開

部会長 さて、お手元に私のメモを、これはあくまでもたたき台のたたき台みたいなものですので、そのようにお受け取りいただきたいと思います。

まず1は「建設産業に関する国土交通省の政策を受け止め、公共事業遂行に対する改善策を区の産業政策にも投影させる」ということで、一種の経営環境、就業環境、そういうものを国の方向とひとまず同期化させようという考えです。

それを踏まえつつ、この間、第1回目からの議論で示されていた議論ですが、全部がおかしいということとは全く意味が違うんですけども、できるだけ正確な設計あるいは積算、そういうものを適正に行って、受注者の作業能力を考慮して、応札の期間が非常に短いという御指摘もありましたので、この辺を少し余裕を持った状態にする必要があるんじゃないかと。つまり、いろいろ事業を受けるに当たって、受ける中身が十分理解された上で契約ができるという一種の前提条件になるかなと思います。

それから、下請改善というのは非常に大きな課題ではありますが、改善を望みつつも実行が非常に難しいということなので、これらの中で特に法定福利費の関係を一般管理費等の中に入れ込めないような形がとれないだろうか。透明化というようなことを考えているわけです。

それから、先ほど来、ちょっと議論がありますけれども、産業政策的に地域の産業を保護するためということでは、なかなか現在の建設産業だけではなくて、産業政策一般の考え方にはなじまないと思うんです。そうは言いながら、区内の建設業が持っている重要性を認識して、とりわけ防災、減災であるとか、それから、区の歳出が地域経済をいかに活性化させるような回路をつくっていくか。こういうことで、これらの区の歳出と、それから産業保護政策ではなくて、しかるべく根拠を持った振興策というものにしていったらどうだろうかということ。とりわけ住宅地が基本になっている世田谷区の場合には、そうした生活環境の整備であるとか、安全な住環境を確保する、そういう課題をやはり実現していくためには、地域の建設事業者と行政との一体化が非常に重要なことになってくるだろうと。実際の作業が中小あるいは小規模企業で行われるケースが多くなっているわけですから、そこにも何らかの経済効果が生まれるようなことを考慮すべきではないか。

それから、これも幾つか議論が出たところですが、入札制度における

ランク制であるとか、総合評価等の評価点の構成を変えるなど工夫しまして、入札制度そのものの改善を図るよう、この委員会からも適正化委員会のほうへの議論として考慮いただくように提案したらどうかというふうに思います。

それから2は、区が建設産業の振興、これは先ほど申しましたように、地域の防災や生活環境を向上させていくという観点から、地域の建設産業を振興させるということを根拠づけにしまして、それに向けて具体的に車の両輪のうちのもう1つの、すなわち設計とか積算の適正化を踏まえた予定価格の設定。それから競争条件は、もちろん一定の競争、公正な競争が必要なわけですがけれども、それらを踏まえて何らかの地域特性というものを実現するような考え方をして、入札におけるランク制の改善であるとか、あるいは最低制限価格というものを一定の価格、すなわち予定価格の85なり90というラインを設けてみたらどうかというような提案です。それから、社会保険未加入問題というものも大きな変化を迎えてきていると思いますけれども、それにはやはり下請取引の改善等、これらが同時に進めていけるようなことから、一般管理費等の変動費の中に埋め込めないよう、のみ込まれないような形の方法をとれないだろうかということなのです。

3番目に、これが本当のプロパーなこの委員会での議論なんですけれども、委託につきましては、前回、(委員名)のほうから出されました区職員高卒初任給の時間賃金を算定いたしまして、それを基礎に1093円という金額が出ました。ひとまずこれを束ねてしまって1000円とかという言い方になるかどうかというところはあれですけれども、せっかくそうした試算がきちんとした基準を設けているもので、そこはそれとして尊重してみたらどうかと。かなり高額になるかもしれませんけれども、やはり来年度はこうした公契約における最低賃金の下限額というものは1000円台のものが出るのではないかと思いますので、決して過大な水準ではないというふうに考えていいんじゃないかと思っております。

それから、建設業に関しましては、最低制限価格が予定価格のどの程度の比率になっているか、適正な予定価格であればどのくらいのものが適正であるかというのもおのずと出てくるかと思っておりますけれども、85とか90というのはその間に競争が生じているわけでありますから、適正な予定価格と適正な入札価格との整合をとれる範囲が10ないし15%という範囲は何とか維持して、お互いの両輪になるような形に持っていける数値目標を提案したらどうかということなのです。

社会保険の強制加盟というのが本格化したり、あるいは今後、マイナンバー制度が入ってまいりますと、これに伴って、各事業者のこれに対応する数値が明確に出てくる時代を迎えるかもしれませんので、そうなりますと、この社会保険料の明確な金額が必要になってくると思いますので、そういう意

味で、労務費とも合算する部分、つまり労働者のほうは自己負担が出てくる場合もあるかもしれませんが、事業主のほうとそれぞれ分けて、明確にその発注の費用がきちんと目的別に流れていくような仕組みを考えてみたらどうか。これはなかなか面倒なことになるかと思いますが、少なくともそういう試みをしながら、これを実現する方向に向かうことによって、入職者の希望をかなえるような、一部の労働条件として将来に向けた生活設計が立つような、そういうものをはっきりと示していくことによって、区内で働く人々の安心を高めていけるようになるのではないかと思います。

それから、その他のことなんですけれども、これは公契約条例を運用する環境整備みたいなものなんですけど、やはりそれぞれこの条例が生まれて、その運用がどういうことを狙っているかということ、できるだけ発注者の側でも明確にそのことを認識して改善を進めていきたいということをお願いしたいということです。

それから、元・下関係の改善というものは、非常に工事進行の過程というものの改善が必要になるわけなんですけれども、ここにはやはり適切な情報提供を行って、その実現に向けた環境整備、条例がどういうものであるかということを知っていただいて作業に携わっていくようなことが改善の第一歩かなと思います。

そのために、公契約条例の制定とその進め方について関係者に周知して、でき得ればそれぞれ発注者と元請に加えて、さらに専門工事業者やほかの下請関係の方々にも、これまでの契約関係の中にそういうものをつけ加えていけるような、そんな形をとったらどうだろう。

それから、2016年度からはチェックシートを、できるだけ労働基準法等を遵守するのは当然のことではありますけれども、それに加えて、公契約条例にかかわる様式というものをつけ加えて、そのチェックシートを充実させていただこうかと。

それから、これは今、(委員名)のほうでやっておりますけれども、公契約条例の効果を把握するためにも、ぜひ条例適用事業に関する調査を行って問題点、改善点を発見して効果的な運用ができるように、罰則がないかわりに、よく丁寧に事実を把握して、改善を図る方法を見出していくということが望ましいのではないかと。これを全部まとめてやるというわけではないんですけれども、これらを土台に、できれば中間報告の骨組みを組み立てていく。これは要らない、これは足りないというところがございますら、ぜひきょう出していただいて、次の機会にはできれば中間報告の骨子をつくって議論いただいて、年内に何とか報告書をまとめたい、こんな算段をしているところです。どうぞ事務局も含めまして忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

事務局 部会長のほうから、ここまで骨子をおつくりいただきましてありがとうございます。私、先ほども申し上げましたように、スケジュールにしましては、もう1回恐らくこれを皆さんで持ち帰られて検討された形で、第4回目の労働報酬専門部会を開くと。その後、恐らく前後するかもわかりませんが、区長との意見交換会があって、それを踏まえて適正化委員会を開いて、そこで中間まとめ、中間報告という日程になるうかと思いますが、そういうスケジュール組みでよろしいですね。

部会長 はい。

事務局 それまでに、私ども事務局としてもいろいろやるべき作業をするなり、集める資料は集めて、また委員の皆さんに御提供するというところでやっていきたいと思えます。

あとは、恐らくこれは専門部会のほうでまとめられて、これを適正化委員会の報告にしますと、またいろんな議論が出てくるかと思えますので、私どももできるだけ早い段階で情報提供を、このメンバーに入っていない委員さん、適正化委員会の残りの委員さんにも早い段階でお伝えしていければと思っております。

あと、当然区のほうの28年度予算に向けてということで反映できるものは反映していく方針でありますので、当然予算措置を伴うものは、この考え方を事前に財政担当のほうとも協議をして、できることとできないこと、予算は今非常に厳しい状況ですから、そういった庁内の合意をどうとっていくかという部分も、私ども事務局として担わせていただきたいと思います。

部会長 ありがとうございます。

それでは、どなたからでも、この骨組みで、これは要る、これは要らない、これは足りないというのがございましたら、もう忌憚のないところをお話しただいただければと思えます。

委員 4のその他のところなんですけれども、3)にあるといえはあるんでしょうけれども、いわゆる労働者に対する周知と、言葉遣いはどうかわかりませんが、これだと受けとめが、むしろ事業者向けの趣旨なのかなと。ほかの自治体でもポスターとかチラシなどをつくっているということなので、現場の労働者に対する周知というのは何か別項目を起こすか、あるいは3)に書き加えるかしていただいて、ポスターやチラシなど具体的に書くのかは別にして、そういう趣旨はぜひ入れていただければと思えます。

部会長 そうですね。関係者となっているのはちょっと曖昧でありますので、これは独立でやったほうがいいと思えますね。

委員 今の3)の項につけ加える形にはなるかと思うんですけれども、この条例ができたことによって、いろんな要綱であったり事務規則等の改善というか

改正というのも当然必要になるのかなということで、そういうものを一定入れておいたほうがよろしいのかなと。

部会長 前回、契約に関する要綱をいただいておりますので、そのほか、さまざまなそれに伴う推進事務体制の改善ないし変更は独立で2)か3)あたりに入れ込むように考えます。

(委員名) いかがでしょうか、何か。この専門部会としてはちょっと越権行為になるかもしれませんが、最低下限額の問題は、どうしても受注の価格変更、競争条件ともかかわってきますので、その2つをにらんで、労働報酬専門部会としては少々はみ出しているところがあるんですけども。

委員 先ほど積算体系を説明いたしましたけれども、ちょっと言い足りないところが一、二ありまして、その辺をもう1回話させていただきます。

積算体系のうち、直接工事費のうちから下請さんに対する各専門工事事業主に対して発注が行われているというふうに申しあげましたが、これは最低制限価格でいうと95%までは制限額にひっかからないということなんですね。そうしますと、受注する側としては95%までは下げても、それは受注できるということなんですが、ここに入っている単価というのは公共工事設計労務単価で組み上げたものですよね。ただし、それが例えば元請から1次下請に行った場合、1次下請の会社の経費というのは当然必要になるわけですね。そうしますと、どこから出るかといったら、その労務費からしか出ないわけです。そうすると、例えば95%でとって、例えば2次下請にその95%を丸々出したとしますね。そうすると、丸々出しても公共工事設計労務単価の95%にまっすぐなっちゃっているわけです。その95%から、元請から専門業者にいく場合に、専門業者の会社経費が必要なのですね。そうしますと、その労務単価からしか会社経費というのは賄えないわけですね。ということは、公共工事設計労務単価からある程度下げないと、やっぱり現実的に実際とは合わない。

部会長 そうですね。ここの構成は.....。

委員 ですから、(委員名)から先ほど話がありましたように、今、設計単価がこの3年で約3割近く上がっていますよね。それが実際現場に行って調査してみると、とてもそれだけ上がっていないというのが現状なんですよ。というのは、そのからくりというんですか、内面としては、そういった下請の会社の会社経費がそこにも入っていますよということじゃないかと思うんです。

部会長 下請単価をめぐっての競争関係というのがかなりあると見ていいのか、それともある程度下請さんというのは、丸ごと抱えているという状態じゃないにしても、主にA社ならA社の専門工事業者の下請さんは、大体そのA社の仕事で賄っているという、そんなふうな関係なんですか。それとも、もうとにかく下請仕事を探して、いろんところで発注、受注を受けるような競

争みたいなのが強いんでしょうか。

委員 昔は1社ゼネコンについていけば、大体それで会社が成り立ったという時代がありました。ただし、仕事量が減ってきた段階で、仕事が少ないために、その会社さん自体も下請さんの面倒を見切れない。ほかのゼネコンの仕事をやってもいいですよ、そういうことで、今は数社のゼネコンさんとおつき合いをして、仕事が途切れないようにしているというのが現状ですね。

部会長 そうすると、同じように、ほかの下請さんも数社の下請ということになるので、そこではいろいろ受注単価をめぐって……。

委員 競争もあるわけですよ。

部会長 競争があると、なるほど。

委員 労務の関係の仕事というのは本当に需給のバランスなんですよ。それによってこの辺が上がったり下がったりしちゃう。例えば型枠大工さんがいないときは、それを確保するためにどうしても上がっていく。いっぱいになっちゃくと、業者のほうから下げていく。

部会長 なるほど。そうすると、この95%というラインは現実にはどうなんでしょうか。95が1つの目安になるか、あるいは結果として95にはならないという関係なんですか。つまり、95の規制力というかね。

委員 これはあくまで95というのは、直工費は95%を切ってはだめですよという話ですから、ですから、極端な話は100%でもいいわけですよ。

部会長 あともう1つは、ある工事では非常に利益が出るんだけど、ほかのところはマイナスだと。同じ下請さんの中でもどの仕事を受けるかによって、この収益の幅というのはかなり変動するものなんですか。

委員 それは建物の種類によってもありますし、やっぱり学校と体育館は違いますよね。種類によってもやっぱり違うわけです。当然単価が違うわけですが、それでもね。

部会長 そうすると、同じ職種でもその工事の内容によって高く取れる場合とそうでない場合が出てくると。

委員 そうですね。

部会長 そうすると、現実には個々の、例えば設計労務単価の85%といっても、実際にその85という数字の遵守の度合いというのは、あるところでは下がっているから違法だというんじゃなくて、高いときもあるから、平均して85なら85が通っているという結果になればいいと考えたほうがいいんですか。その下限額の中身を1つ1つの工事ごとに決めていくということは非常に難しいんじゃないかと僕は思うんですよ。

委員 それは難しいでしょうね。

部会長 ですから、結果として1カ月なら1カ月の手取り収入でこのぐらい

というものがある程度標準になっていればいい、なるといいというふうに考えたほうがいいんじゃないかと思うんですね。

委員 そうですね。なかなか難しいんですよね。どの辺に、逆に全産業以上にするのか、製造業以上にするのか、その辺から逆算していかないと、なかなか難しいんじゃないでしょうか。

部会長 建設業はかつてはそんな悪い収入じゃなかった時代が続くんですけども。

委員 ありましたね。

部会長 この間、平成9年ぐらいから非常に低下してきて、製造業との格差が非常に開きましたよね。

委員 そうですね。本当にリーマンショック以降はひどかったですね。とにかく仕事がなかったですから、どんどん下がっていきました。

部会長 だから、今ちょうどそういうのから離陸を始めているんだけど、現場まで通るためには、やはり一定のタイムラグが出てくるだろうと思うんです。そのときの罰則抜きというのは、私はそれなりに賢い方法の1つだと思うんですけども、余り細かくやってしまいますと、Aという現場は違法で、それより高いところがあるというものを押さえてしまうような結果になる気もしますので、その辺を現実性のあるものとしてどういう設定の仕方がいいのかというのは、なかなか検証は難しいと思うんですね。

ほかに何か御意見はございますか。

それで、私の考えでは、きょうのお話をいただいて、でき得れば事前に中間報告骨子案みたいものをつくって、事前に次の会合の前に、それを事務局を通じて配付していただいて、検討の上持ち寄って、その中間報告を取りまとめるというふうにしないと、12月には間に合わないような気がしますので、きょうの御意見をたたき台に、少し集約した形で骨子案というものを、次の第4回目の前にお出しして、検討いただいた上で集まるというふうに進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

部会長 そうしましたら、日程を定めておいたほうがいいですね。区長さんとの話し合いをするのが12月4日でしたかね。

事務局 12月4日金曜日になります。

部会長 その6時ということでしたね。ですから、11月末ぐらいまでには次の会合を入れておかないといけないような気がするので、日程調整をしていただきたいんですけども、一番お忙しいのは(委員名)ですが、11月、すき間はございますか。

〔日程調整〕

部会長 では、11月27日13時。

委員 一応2時間ぐらいですね。

部会長 2時間ですね。

委員 それで一応議論としては、多分最後は部会長一任になると思うんですけども、とりあえず意見を上げてね。

部会長 ひとまず骨子案を出しますので、それにいろいろ御意見をいただいて。

事務局 ちょっと準備もあるようなので、13時30分から15時30分でいかがですか。

委員 結構です。

部会長 では、11月27日金曜日13時30分から、会場はまだ……。

事務局 まだ、連絡をします。

部会長 この後調整していただいて、お知らせをお願いします。

それでは、そのほかに何か検討すべきだということはございますか。

委員 言葉の、特に（委員名）がこの間お話しになった中で、特に経済的問題、価格にかかわる問題については歩切りという言葉だとか幾つか入れていただいているんだけど、あるいはスライド条項だとか、それは具体的に入るなら入れてみていただければと思います。というのは、やっぱりお金、お話しになっていて、構造はだんだんわかってきたんですけども、具体的には、逆に言うといろんな慣習があって、結果的には業者の方が泣いているというんですか。これは言い方はおかしいんですけども、結果になっているところはできるだけ改善してもらおうとすれば、できるだけ具体的に指摘して、特に価格にかかわるところは指摘したほうがいいんじゃないかなと思っているものですから、ぜひ御検討いただければと思います。

部会長 わかりました。

委員 お話しになったのは、先生のほうの2の1)ですよね。

部会長 はい。まだ非常にいろんなものが錯綜してしまっているように思いますので、問題別にもう少し切り分けを改善したいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。事務局からほかに何かありますか。

事務局 いや、事務局からは。あと、先ほど言った日にちの会場は追って連絡させてもらいますので、よろしくをお願いします。

部会長 よろしくをお願いします。

委員 私のほうから契約のほうにお聞きしたいんですが、例の法定福利費ですね。法定福利費はこの現場管理費の中に入っているんですか。

事務局 うちのほうでは積算するときは営繕がやっているわけですけども、それは現場管理費のほうに入っているということで聞いております。

委員　　そうですか。私が聞きたいのは、では、入っていない時期が例えば何%で、入った後は何%になった、その差はわかりますか。

事務局　　営繕のほうに確認しないと、私のほうで今これだと、今の時点ではわからないので。

委員　　後ほどでもいいので教えていただけますか。

事務局　　はい。では、うちの担当のほうからまた連絡させてもらいます。

委員　　わかりました。

部会長　　そうしましたら、皆さんにもその資料を、メールで結構ですのでお送りいただきますようお願いいたします。

事務局　　今のお話は、営繕にちょっと確認させていただいて、委員さんのほうにメールで送らせていただきます。

委員　　ちょっと時間があるようなので一言だけ。もう終わっていいんですけども、気になっているのが、私、罰則という言葉がすごく気になっているんですね。それで、さっき（委員名）もおっしゃって、いずれはと言っていたんですけども、私が勉強した公契約条例には罰則はつかないんですよ。それがペナルティーという言葉であって、例えば入札に参加できないとか、あるいは履行しなかった分は誰かに責任をとらせて履行させるとか、そういうことはいろいろ読んだ本に書いてあるんですけども、余り罰則という言葉がなくて。

公契約というのは、そもそも業者の方々が、私は区役所とこういう契約をして、ちゃんとした労働条件を保障しますよ。だから、私にやらせてください。言葉はおかしいけれども、そういうシステムであって、積極的に契約によってやるところを法律や条例によって押しつけるんじゃないくて、業者の方の積極的な申し出によって契約を申し出たので、では、そうしてくださいというふうに区役所が頼むというふうに勉強したものだから、罰則ということについては余り賛成をしないと。しかし、逆に履行しなかった方に対してどうやって履行させるかというマニュアルだとか要綱はぜひつくってほしいと。

委員　　済みません、私は言葉を使い間違えたので、訂正させてもらえば、ペナルティーを罰則と言ってしまったんですね。済みません、言葉を知らなくて申しわけないです。

委員　　そういうことですか。だったら私の誤解ですので、今も言いません。撤回します。

部会長　　やっぱり罰則というのはちょっときついところが出てくるので。

委員　　そうですね。そういうことであれば、私がちょっと言葉遣いを間違えましたので。

委員　　そうですか、ごめんなさい。今回は中間に入れなくていいと思いますが、今の問題は最終答申のどこかに必ず入れていただきたい。

部会長 条例自体もそういう精神でやってきておりますので。

なお、そうした履行がきちんとできていない場合には、条例にはないけれども、区の別の契約約款でしたか、要綱による対応措置というのは幾つか手段があるようですので、そちらでガードできるというか、そういう面があるんじゃないかと期待しています。

委員 それはこれから、それも最終答申にどこか盛り込めればと思います。済みませんでした。

委員 済みませんでした。

委員 いえいえ。

部会長 ありがとうございます。ほかに何か、このめったにない貴重な時間ですから。

では、特になければ、本日は、どうも活発な御意見と有意義な御意見をいただきましてありがとうございました。

本日はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。